

○中小企業等経営強化法

○中小企業等経営強化法

平成十一年三月三十一日号外法律第十八号

〔総理・大蔵・厚生・農林水産・通商産業・運輸・建設大臣署名〕

平成二八年 六月 三日号外法律第五八号〔第二次改正〕

(経営革新計画の承認)

第八条 中小企業者及び組合等は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（中小企業者及び組合等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会又は会社を設立しようとする場合にあっては当該中小企業者及び組合等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者及び組合等が合併して会社を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを、中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行おうとする場合にあっては当該中小企業者及び組合等が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者及び組合等が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営革新の目標
- 二 経営革新による経営の向上の程度を示す指標
- 三 経営革新の内容及び実施時期
- 四 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

3 行政庁は、第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る経営革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が経営革新を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。